

東陽中学校「いじめ防止基本方針」

平成26年4月策定

(令和3年4月改訂)

八代市立東陽中学校

【目 次】

1	本校のいじめ防止基本方針について	2
2	いじめの防止等に関する基本的考え方	2
(1)	いじめのとらえ方	2
(2)	いじめの未然防止について	3
(3)	いじめの早期発見について	3
(4)	いじめへの対処について	3
(5)	家庭や地域住民との連携について	3
(6)	生徒会との連携について	3
(7)	関係機関との連携について	3
3	本校におけるいじめの防止等のための取組	4
(1)	本校におけるいじめの防止等の対策のための組織	4
(2)	いじめの未然防止のための取組	4
(3)	いじめの早期発見のための取組	5
(4)	いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画	5
(5)	学校におけるいじめへの対処	5
(6)	いじめへの対処の流れ	6
(7)	いじめの解消	7
(8)	いじめの防止等への取組の評価	8
4	重大事態への対処	8
5	基本方針の見直し及び公表	8

1 本校のいじめ防止基本方針について

本校は、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき策定された国の「いじめの防止等のための基本方針」及び「熊本県いじめ防止基本方針」・「八代市いじめ防止基本方針」を受けて次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組みます。

＜いじめの防止等の対策に関する基本理念＞

いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるために、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることです。また、いじめはいじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒が十分に理解できるようにしなければなりません。そして、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、家庭、地域住民、関係機関その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服していきます。

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめのとらえ方

(定義) * 「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめにあたるか否かの判断においては、次の点に留意します。

- いじめられた生徒の立場に立って考えること
- 本人がいじめられたことを否定する場合があることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察すること
- いじめの認知や対応は、複数で行うこと
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該生徒が関わっている集団や仲間を指すこと
- 外見的には喧嘩のように見える、あるいは一緒に遊んでいるように見えることでもいじめの要素が潜んでいる可能性があること
- いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った生徒には適切な対応が必要であること
- 悪意のない行為によって相手の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合は、十分な配慮が必要であること

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定されます。

- (ア) 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(2) いじめの未然防止について

暴力を伴わないいじめは、目につきにくく表面化もしにくいですが、どの生徒でも加害者にも被害者にもなり得ます。したがって、いじめはどの生徒にも起こりうるということから、すべての生徒を対象に、いじめを許さないための未然防止の取組を学校全体で行うことが大切です。また、未然防止のために、生徒が*コミュニケーション能力や規範意識を身に付け、主体的に参加や活動ができるような集団づくりに努めるとともに、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして生徒が活躍できる学校づくりに努めます。

*コミュニケーション能力

いろいろな価値観や背景をもつ人びとによる集団において、相互関係を深め、共感しながら、人間関係やチームワークを形成し、正解のない課題や経験したことのない問題について対話をして情報を共有し、自ら深く考え相互に考えを伝え深め合いつつ合意形成、課題解決する能力

(「コミュニケーション教育推進会議 (H23.8.29)」より)

(3) いじめの早期発見について

いじめは、大人が気づきにくい形で行われることが多いことから、生徒のサインや小さな兆候でも早い段階から組織的に関わりをもち、いじめを見過ごしたり軽視したりせず積極的に発見していきます。このため、日常的に生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化を見逃さないように努めます。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談相手の明示、相談場所の確保、相談箱の設置等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。

(4) いじめへの対処について

いじめの発見・連絡を受けた場合には、速やかに対応し、いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒を守り通すとともに、いじめを行った生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で臨みます。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携しながら取り組み、「八代市学校いじめ対処マニュアル」を参考とします。

(5) 家庭や地域住民との連携について

生徒の健やかな成長を見守り、健全な生活を促すためには、学校、家庭、地域社会の連携が必要です。より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう日頃から、連携・協働する体制を構築するため、本校PTA、東陽町PTA連絡協議会、東陽まちづくり協議会、東陽町保小中連携推進協議会等と密接に連絡を取り合います。

(6) 生徒会との連携について

望ましい人間関係づくりを目指した生徒会スローガンの策定、いじめ撲滅標語の募集、生徒会便りの作成等を通じて生徒全体の意識の向上を図ります。また、定期的実施する生徒集会や6月実施の生徒総会における専門委員長や生徒会長等の積極的な働きかけを支援したり、生徒会役員選挙、文化祭、八代市生徒会リーダー研修等の機会を利用したりして、相手の気持ちを考えた言動ができる集団づくり、いじめのない学校づくりとなるよう働きかけていきます。

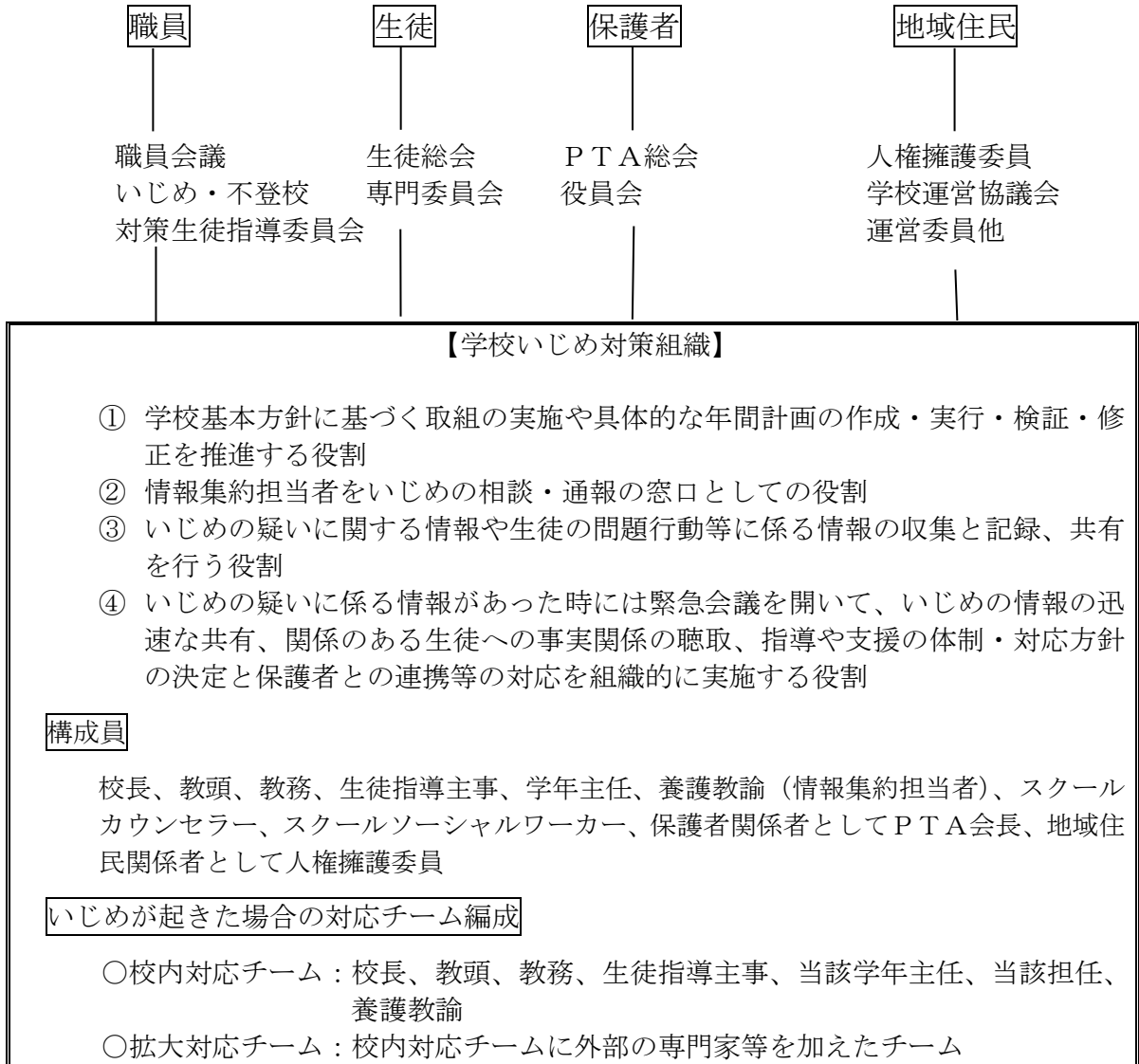
(7) 関係機関との連携について

警察や児童相談所等と、情報共有体制を整えます。また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為については、いじめをうけた被害者や関係者の意向に配慮したうえで、警察に相談・通報して警察と連携した対応を行います。また、いじめ防止等に関係

する機関及び団体との連携を図るために設置された「八代市学校支援委員会」を活用します。

3 本校におけるいじめの防止等のための取組

(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織（「学校いじめ対策組織」）



(2) いじめの未然防止のための取組

ア 4月及び夏季休業最後の週から9月第3週までの「生徒指導充実月間」を活用し、いじめ・不登校の未然防止、早期発見、早期解消のための取組を強化します。

イ 小中一貫・連携教育を推進し、「育ちの連続性」を図ることで、生徒の不安感を軽減するとともに小中合同学習等により自己有用感を育て、いじめの未然防止に努めます。

ウ すべての生徒が参加し活躍できる「分かる授業づくり」を推進します。

エ いじめの防止等に対する教職員の基本的認識を深め、実践的指導力の向上を図るための研修を充実させます。

オ 生徒がいじめの防止等について自ら考え、判断し、行動する場として生徒総会を位置付け、「いじめ防止宣言」や「アピール文」による呼びかけを支援します。

(3) いじめの早期発見のための取組

- ア いじめられた生徒、いじめた生徒が発するサインを、教職員及び保護者で共有します。
- イ 6月の「心のきずなを深める月間」、12月の「心のアンケート調査」等の取組を継続して実施します。
- ウ 自己評価の生徒アンケート、保護者アンケートを毎学期実施します。
- エ アンケート後に教育相談を設け、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを行います。
- オ 「いじめ・不登校対策生徒指導委員会」を定期的に開催して、アンケート結果の活用や教育相談の状況等、各学級担任が中心的に把握しているいじめにつながる情報等を教職員間で共有して対応を図ります。

(4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画

いじめ防止のための取組	縦割り班活動や学級活動等での話し合い活動の実施	通年
	分かる授業の展開	通年
	生徒指導充実月間の実施	4月・9月
	校内研修の充実	年間計画による
	P T A総会での学校の方針説明	4月
	生徒総会等の生徒の主体的な活動	6月
	学校便りでのいじめ防止の啓発	随時
	教育相談の実施	6月・12月
いじめ発見のための取組	学校生活アンケート(生徒)	毎月1回
	保護者アンケートの実施	7月・12月・2月
	心のアンケート調査	12月
	教育相談の実施	6月・12月
	いじめ・不登校対策生徒指導委員会の実施	毎月随時
	職員会議での情報の共有	通年

(5) 学校におけるいじめへの対処

- ア いじめの発見・通報を受けた時の対応
 - ・職員は、「これぐらい」という意識を捨て、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
 - ・いじめられている生徒や通報した生徒の居場所や安全の確保を最優先とした措置をとります。
 - ・いじめの事実について、校長（教頭）に速やかに報告します。
- イ 情報の共有
 - ・上記アの情報を受けた職員は、校長（教頭）と協議の上、全職員へ報告し情報の共有化を図ります。
- ウ 事実関係についての調査
 - ・速やかに関係職員と校長（教頭）とで協議し、調査の方針について決定します。
 - ・調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が八代市教育委員会へ直ちに報告します。
 - ・生徒からの聞き取りにあたっては、生徒が話をしやすいよう担当する職員を複数選任します。
 - ・必要な場合には、全生徒への調査を行います。この場合に調査の結果を、いじめられ

た生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意します。

エ 解決に向けた指導及び支援

- ・専門的な支援などが必要な場合には、八代市教育委員会及び警察等の関係機関に相談します。
- ・解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時、適切な情報の共有を図ります。
- ・指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、「いじめ・不登校対策生徒指導委員会」において協議し、校長が指導及び支援の方針を決定します。
- ・すべての指導及び支援について、組織的に対応します。

(6) いじめへの対処の流れ

【1 速やかな報告】

○報告ルート

担任、情報集約担当者→担任、学年主任等→教頭・教務→校長

○報告書

情報集約担当者を中心に直ちに報告書を作成し、教頭へ提出します。

○緊急対応会議

教頭により、緊急対応会議を召集し、報告書の内容（1日時 2場所 3被害生徒 4加害生徒 5内容・状況 6情報受信者）を周知します。

○確認した事実の周知ルート

校長→教頭・教務→全職員

【2 緊急対応会議】 ※当該生徒に聞き取りをする前に事実確認をするための会議

○構成人員

校長、教頭、教務、生徒指導主事、担任、学年主任、養護教諭

○会議資料

報告書、被害・加害生徒の家庭環境資料

○会議内容

① 事実確認のための必要事項

- ・いじめの状況（日時、場所、人数、態様）
- ・いじめの動機や背景
- ・時系列での事実の把握
- ・被害生徒と加害生徒の家庭環境や日頃の言動・性格その他
- ・本件について家庭が知っていること
- ・教職員や周辺生徒が知っていること
- ・これまでの問題行動等

② 事実確認の計画

- ・事実確認のための役割分担
- ・被害生徒への聞き取り

被害者の視点に立ち、支える立場で接します。

いじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し

性急にならずに気持ちに寄り添って話を聞きます。

- ・加害生徒への聞き取り

いじめを行っている時の気持ちなどについて話をさせます。
いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、受容的に聞きます。
いじめは絶対許されない行為であることを指導します。

・周辺生徒への聞き取り

事実を確認するこの段階では、周辺生徒の行動に対する善悪の判断はしません。内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにします。事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行います。

・保護者への連絡

保護者とは直接会って面談を行います。
保護者の立場や心情に十分に配慮し、現状と今後の具体的な対応を説明します。保護者の心配していることを明らかにして、収束に向けた今後の見通しについて説明します。

【3 組織的な対応会議】 ※具体的な指導方針や指導體制、対応策の決定等を行う会議

○指導方針及び指導體制の決定

- ・緊急対応会議のメンバーで決定します。
- ・実際の対応・・・記録票に記録します。

被害生徒への対応班→学年主任、担任、養護教諭
加害生徒への対応班→学年主任、担任、生徒指導主事
周辺生徒への対応班→学年主任、教務（教頭）
保護者への対応班→教頭（教務）、学年主任（担任）

※全職員で分担し、いじめ解消を確認するまで各班は対応を継続します。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（ア）及び（イ）が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

a 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安としますが、形式的な対処とならないように留意します。

b いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。

c 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

(イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

a いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童

生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

(8) いじめの防止等への取組の評価

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を公表するとともに八代市教育委員会に報告します。

4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が八代市教育委員会を通じて八代市長へ事態発生について報告するとともに、八代市教育委員会が設置する「学校支援委員会」に協力することとします。併せて「八代市いじめ防止基本方針」に従い、調査、措置を行います。

○生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合など

○生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、校長、いじめ・不登校対策委員会の判断により、迅速に調査に着手します。

(2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ適時、適切な方法で説明します。

5 基本方針の見直し及び公表

(1) 本校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県及び市の動向等を勘案して基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。また、現状や課題等に応じて普段から定期的な改善や見直しに努めます。

(2) 本校の基本方針は広く公表するものとします。